魚津市登下校ながら見守り連携事業の概要

１　趣旨

　子供たちが安心して通学できるように、ご協力いただける民間事業者が、勤務時間中に支障のない範囲で業務を行いながら児童生徒の見守りや緊急事態への対応をお願いするものです。

２　見守りの対象者

　魚津市内の児童生徒が対象です。

３　見守り活動

　・児童生徒の異変に気付いたら教育委員会へ連絡する。

　・安全上必要な時は、直接魚津警察署又は魚津消防署に通報する。

　・緊急時は、児童生徒の一時保護を行う。





魚津警察署・魚津消防署へ

一時保護

教育委員会へ

４　協力の申込み

　(1)申込み資格

　　魚津市内で事業等を行っている企業や団体等すべてに資格があります。

　(2)申込み方法

　　①　協力の申込みを行う団体は、「魚津市登下校ながら見守り連携事業協力申込書」

を魚津市教育委員会へ提出して下さい。

　　②　魚津市教育委員会は、申込みのあった団体と協定書を締結し、団体が希望される場合は、ステッカーの交付とホームページの掲載を行います。

　(3)募集期間

　　協力団体の募集は随時行います。

(4)解除

　事情により協定の解除を希望する場合は、「魚津市登下校ながら見守り連携事業協力解

除届」を提出して下さい。

５　注意事項

※　通報された内容や訪問時の状況などはプライバシーに係ることなので、通報対応に

　あたった関係者以外へは漏らさないよう配慮をお願いします。

※　協力団体からの通報等について、教育委員会から責任を問われることはありません。

６　今後の予定

　　５月中を目処に最初の協力事業所と魚津市教育委員会で協定書を締結するところのプレスリリースを検討中です。

事務担当：魚津市教育委員会　学校教育課　上坂、濱田　TEL　0765-23-1044